

町有地売払い条件付一般競争入札 実施要領

鷹栖町まちづくり推進課

■申込期間 令和7年8月26日（火）から9月11日（木）

■入札日時 令和7年9月24日（水）午前9時00分

買い受けを希望される方は必ずお読みください。
この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

物件は現状による引渡しとなりますので、
十分にご確認ください。

令和 7 年 9 月 24 日に鷹栖町が行う、町有地売払い条件付一般競争入札について、次の事項をご確認のうえ、参加してください。

(概要)

条件付一般競争入札で、町が定めた予定価格（最低売払い価格）以上で最も高い価格により入札した方を購入者（落札者）として決定します。

1. 条件付一般競争入札物件及び予定価格（最低売払い価格）

(参考) 物件は旧 1 区町内会館跡地

(1) 土地の表示

所在	地番	地目	地積
上川郡鷹栖町北野東 4 条 3 丁目	55 番 28	宅地	440.18 m ²

(2) 建物の表示

所在	設置地番	種類	構造	床面積
上川郡鷹栖町北野東 4 条 3 丁目	55 番 28	集会場	木造	66.42 m ²

※建物は無登記

(3) 予定価格（最低売払い価格）

1,500,000 円

2. 条件付一般競争入札に参加することができる者の要件

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に基づき免許を受けている宅地建物取引業者、又は、個人であつて本物件の買受後に「3. 売払い条件（6）及び（8）」の条件を満たすことが明らかであると住宅建築事業者等との契約等の書面によって証明できる者が参加申込みできます。

ただし、以下の（1）から（7）のいずれかに該当する者は、参加申込みすることができません。

(1) 地方自治法第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、当該各号

に該当する事実があつた日から2年を経過していないもの

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの
- (5) 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- (6) 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成11年法律147号)第5条第1項の規定による監察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (7) 町税等を滞納している者

3. 売払い条件

- (1) 買受者は入札の日から7日以内に売買契約を締結すること。
- (2) 契約締結後30日以内に売払い代金の残額を一括で納入すること。
- (3) 土地は現状有姿で、建物等を含めた引き渡しとします。
- (4) 地盤、地下埋設物、土壌等の調査は実施しておりません。
- (5) 売払い物件について、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受者において行っていただきます。
- (6) 買受者は、契約締結後速やかに本件建物の解体工事に着手し、令和8年3月31日までに完了し、一般住宅用地（一般住民が居住する住宅の用地）として利用可能な更地の状態とすること。
- (7) 買受者は、本件土地を取得後、自己の責任と費用において、一般住宅用地として利用すること。この場合において利用とは、個人に譲渡することを含むものとする。
- (8) 買受者が個人の場合は、令和8年3月31日までに、一般住宅（一般住民が居住する住宅）の建築工事に着手すること。
- (9) 買受者が宅地建物取引業者（法人）の場合は、令和8年3月31日までに、本件土地を鷹栖町空き家空き地バンクに登録し、一般住宅用地として売出しを開始すること。
- (10) その他、「普通財産（土地）売買契約書（建物解体撤去及び一般住宅用地利用条件付）（案）」に示すとおり。

4. 売払い物件の公開

・公開期間

令和7年8月26日（火）から9月11日（木）

鷹栖町役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分の間で、売払い物件（建物の内装を含む）を確認できます。

ただし、売払い物件の公開を希望する場合は、必ず事前に、鷹栖町まちづくり推進課

地域振興係（Tel0166-74-3831）に連絡をし、日時詳細を調整してください。

（公開期間中に、常時公開している訳ではございません）

5. 入札参加申込書の提出期間及び場所

令和7年9月11日（木）午後5時15分までに、次の書類を鷹栖町まちづくり推進課地域振興係まで提出してください。郵送による受付も行いますが、この場合は郵送で提出する旨を事前に連絡したうえで、令和7年9月11日（木）午後5時15分まで必着とします。

（1）入札参加申込書（様式1）【法人・個人】

（2）誓約書（様式2）【法人・個人】

（3）委任状（様式3）【法人】

※入札及び契約締結等についての権限を、支店等の長に委任する場合が必要です。

（4）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【法人】

（5）納税証明書【法人・個人】

【法人】

・国税：法人税と消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証明するもの

・都道府県税：法人事業税（本社所在地）について未納税額がないことを証明するもの

【個人】

・前年度分 市町村・都道府県民税（非課税の場合は非課税証明書）

（6）損益計算書（最近1年間の収支決算書）【法人】

（7）印鑑証明書（発行後6カ月以内のもの）【法人・個人】

（8）宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に基づき免許を受けている宅地建物取引業者であることがわかるもの（写し可）【法人】

（9）住民票（発行後6カ月以内のもの）【個人】

（10）本物件の買受後に「3. 売払い条件（6）及び（8）」の条件を満たすことが明らかであることを証明する、住宅建築事業者等との契約等の書面（写し可）【個人】

※申請書類一式は、契約、非契約に関わらず返却いたしません。

6. 条件付一般競争入札参加者の決定

「5. 入札参加申込書の提出期間及び場所」で示した申込みに必要な書類を受理した方には、入札開催通知書を令和7年9月19日（金）までに送付いたします。

入札開催通知書は大切に保管し、入札開催日当日に必ずご持参ください。

7. 入札の方法

(1) 入札の日時及び場所

令和7年9月24日(水)

開 場 : 午前8時45分までに集合

入札開始: 午前9時00分

場 所 : 鷹栖町役場3階 委員会室A (上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号)

※入札開始時間までに入室されなかった場合、参加を棄権したものとします。

(2) 入札の参加者

入札参加申込書に記載された本人又は代理人が参加することができます。代理人の方が入札に参加される場合は、委任状が必要です。

(3) 入札書の作成、提出方法等

- ・入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名、押印ください。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ・入札参加資格の無い者がした入札
- ・委任状を持参しない代理人のした入札
- ・入札金額が最低売却価格に満たない入札
- ・金額の訂正した入札及び重大な誤りが認められた入札
- ・代理人が入札に参加した場合、代理人の印鑑(委任状に押印したもの)が押印されていない入札
- ・入札に関し不正行為のあった入札
- ・その他、入札の条件に違反した入札

8. 買受者の決定

予定価格(最低売払い価格)以上で最高価格をもって入札した者を買受者とします。なお、この買受者が契約を締結しなかった場合や、期日までに売買代金を納入しなかった場合、または入札の無効に該当することとなった場合は、予定価格以上で次に高い価格をもって入札した者を買受者とします。

9 契約の締結

買受者は、入札の日から7日以内に、町が指定した売買契約書により契約を締結していただき、売買契約締結後30日以内に、売払い代金を全額納付していただきます。

なお、契約金額の10%に相当する契約保証金を、契約締結前に納付していただきます。

10 所有権の移転

- (1) 売買契約締結後、売払い代金が完納されたときに所有権が移転するものとします。
- (2) 土地は、現状有姿で建物等を含めた引き渡しとなります。
- (3) 所有権の移転登記は、売払い代金が完納され、買受者による本件建物の解体工事が完了し、一般住宅用地（一般住民が居住する住宅の用地）として利用可能な更地の状態となったことを確認した後、買受者の請求により町が行います。
- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙および所有権移転登記に必要な登録免許税等は、買受者の負担となります。

11 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意

に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

問合せ・担当係

鷹栖町まちづくり推進課地域振興係

上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号 鷹栖町役場2階

TEL : 0166-74-3831

Mail : kikaku2@town.takasu.lg.jp